

## 令和4年度「群馬の文化」支援事業補助金 募集要項

■応募期間：令和4年3月22日（火）～5月9日（月）必着

■助成対象：令和4年6月1日以降に開始し令和5年3月31日までに終了する事業

■交付決定時期：令和4年6月上旬

### 「群馬の文化」支援事業補助金

補助メニュー	内 容	対象団体	補助上限額
文化力向上事業	群馬の文化を元気にする新たな取り組みや、これまでの取り組みを拡大発展させる事業	特定非営利活動法人、民間文化団体（実行委員会形式等含む）	50万円
次世代育成事業	次世代を担う子どもたちが歴史文化遺産や伝統芸能、芸術に触れる機会を提供する事業 *「子ども」とは 年齢が0～12歳までの者及び中学生	特定非営利活動法人、民間文化団体（実行委員会形式等含む）	20万円
文化資産発掘・活用事業	地域の文化資産を活かした、観光や地域振興につながる事業	市町村が構成員となっている実行委員会等の団体	100万円

※ 申請様式は群馬県HPからダウンロードしてください。

「群馬の文化」支援事業 <http://www.pref.gunma.jp/03/c4200137.html>

#### <申請書類提出先・お問い合わせ>

群馬県地域創生部 文化振興課 文化企画係

住所：〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話：027-226-2592（直通）

FAX：027-243-7785

E-mail:bunshinka@pref.gunma.lg.jp

\*持参する場合は、群馬県庁本庁舎 文化振興課に直接お越しください。

## 1. 補助対象となる事業

群馬県内において実施される芸術文化を振興する活動、及び、芸術文化を活用した地域振興につながる事業に対して、経費の一部を補助します。

申請には補助メニューごとに示す事業内容に合致する必要がありますが、その前提として、次の要件を満たす事業が補助の対象となります。

### (1) 対象となる分野

- ・文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏その他の芸術文化
- ・茶道、華道、書道、その他の生活に係る芸術文化
- ・映画、漫画、アニメーションなどのメディア芸術
- ・民謡、神楽、歌舞伎、人形芝居、祭り囃子、その他の伝統芸能、童歌、昔話
- ・有形及び無形の文化財、歴史、景観、地域における食文化

\*上記にない分野、複合的なものは個別にお問い合わせください。

### (2) 対象となる活動

- ・群馬県内で実施する公演、展示、出版、アートプロジェクトなどの活動
- ・専門性や芸術性を高めるための学習、創作活動
- ・調査、研究、記録など、保存・伝承する活動
- ・人材育成、人材交流、教育普及
- ・地域振興につながる活動

### (3) 対象とならない事業

- ・個人の活動であるもの
- ・教室、サークル、同好会、稽古事や習い事などの成果発表を目的とするもの
- ・特定の政治または宗教の活動及びそれらの宣伝・主張を目的とするもの
- ・専ら営利を目的とするもの
- ・寄附を目的として行われる慈善事業による公演・展示等の活動
- ・企業、職能団体等の団体内の活動であるもの
- ・本補助金以外に国及び県（県関係団体含む）の補助を受けているもの

## 2. 補助メニュー

「群馬の文化」支援事業には3つの補助メニューがあります。

### (1) 文化力向上事業

文化の力で人々に元気を与え、地域社会を活性化させて魅力ある社会づくりを推進する力（＝文化力）を向上させる事業を補助します。

- ・補助対象者：特定非営利活動法人、民間文化団体（実行委員会形式等含む）
- ・補助上限額：50万円（補助率1／2）
- ・内容：新たな事業を立ち上げる取り組み、または、これまでの活動を拡大・発展させる取り組み

### (2) 次世代育成事業

子どもたちの豊かな心や感性を育むとともに、将来の文化の担い手である子どもたちが、文化芸術や伝統文化に触れる機会を充実させる事業に補助します。

- ・補助対象者：特定非営利活動法人、民間文化団体（実行委員会形式等含む）
- ・補助上限額：20万円（補助率1／2）
- ・内容：次世代を担う子どもたちが歴史文化遺産や伝統芸能、芸術に触れる機会を提供する事業

### (3) 文化資産発掘・活用事業

地域の特色である伝統文化、歴史文化遺産、食文化、景観等の文化資産を発掘・活用する事業を補助します。

- ・補助対象者：市町村が構成員となっている実行委員会等の団体
- ・補助上限額：100万円（補助率1／2）
- ・内容：地域の文化資産を活かした観光や、地域振興につながる事業

### 3. 補助対象者（申請者）の要件

次の条件を満たす特定非営利活動法人、民間文化団体（実行委員会形式等含む）が申請できます。

- ・県内に住所または活動の本拠を有すること
- ・団体の規約、定款、寄付行為等、組織運用上のルールがあること
- ・自助努力による資金確保に努めており、会計経理が明確であること
- ・役員等が暴力団に関係しない者であること
- ・以下のいずれかに該当すること
  - 広域で活動している（特定の地域に限定した活動でない）
  - 事業を行うことで将来県内に活動が広がる可能性がある
  - 複数の県に拠点をもって活動する団体の群馬県支部等である
  - 複数の文化団体で構成された実行委員会等である
  - 若者が中心となって活動している（構成員が未成年のみの団体は対象外）

### 4. 補助対象経費について

事業の実施に必要な不可欠な直接的な経費と認められるものが対象となります。

団体等の恒常的な運営費（人件費、家賃、水道光熱費など）や施設整備費、備品購入費などは補助の対象外です。詳細は別表「補助対象経費」で確認してください。

### 5. 申請できる件数等

#### (1) 同一申請者からの申請

補助メニューごとに1件まで申請できます。

#### (2) 過去の補助実績

問いません。条件を満たせば何度でも申請できます。

#### (3) 過去に不採択となった事業の再申請

過去に示された不採択の理由が解消されていれば申請できます。

### 6. 国や市町村、他団体からの補助金、助成金について

県の他の補助金、国庫補助金、県関係団体の助成金との併用はできません。

市町村、民間団体等の補助金や助成金と併用は可能です。

他の補助や助成を予定している場合は、事業計画書にその旨を必ず明記してください。

## 7. 申請書類

### (1) 事業計画書

指定様式により作成します。

事業内容が書き切らない場合は、別紙で添付してください。

※事業計画書への記入は省略できません。「別紙のとおり」は不可

※申請様式は群馬県HPからダウンロード

「群馬の文化」支援事業 <http://www.pref.gunma.jp/03/c4200137.html>

※別添「群馬の文化」支援事業 事業計画書の書き方参照

#### 【注意】

① 県補助金の額は、事業計画書の経費をもとに決定しています。積算の根拠となった内訳や、支出の経費区分（内容）ごとの配分を変更する必要があるときは、支出する前に、承認を得る必要があります。承認が無い場合、計画に無い支出や、予定金額を超える分は、補助対象外となります。

② 県補助金額は、補助対象経費の1/2を見込みで記入します。

なお、県以外の併用可能な補助金及び事業収入（入場料、広告収入、寄附金、協賛金など、実施事業に充てられるもので自己資金、補助金以外の収入）がある場合は、補助対象経費からこれらの事業収入等を引いた額、交付決定額、補助対象経費の1/2を比較して、もっとも低い金額が県補助金額となります。

### (2) 添付資料

①事業を実施する団体の概要

②団体規約、会則、定款、寄付行為等、組織運営上のルールを記したものの

③役員名簿

④過去の活動が解るもの

（会報、リーフレット、ホームページの写し、年表、写真等）

⑤その他、参考となる資料

- ・事業の核となる文化に関する資料
- ・参考とする他団体の活動があれば内容のわかるもの
- ・その他（関連する条例、プラン、等）

#### 【記入上の注意】

■ 申請後に活動内容や経費に大きな変更が生じることのないよう、内容を十分に検討してください。

■ 記入に鉛筆や、消えるタイプのボールペンを使用しないでください。

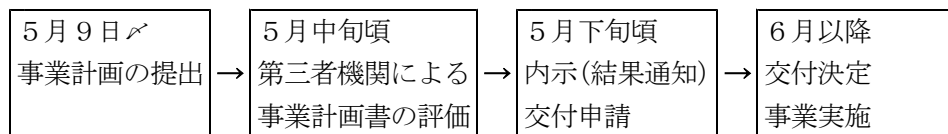
## 8. 審査について

提出された事業計画書及び添付資料は、外部の有識者等で組織する第三者機関の評価を受けた後、県が採択事業を決定します。

なお、採択にあたっては次の観点から総合的に判断します。

- ・群馬県の文化振興につながる可能性が強く見込まれるもの
- ・地域の文化を元気にするもの
- ・事業を新たに興したり、事業を拡大するもの

- ・子どもたちが文化に触れる機会を増やす取り組みであるもの
- ・子どもたちの豊かな感性を育むもの
- ・将来の文化の担い手を育むもの
- ・先駆的または独創的であるもの
- ・新しい文化資産、または、文化資産の新たな活用方法の発掘につながるもの
- ・観光や地域の活性化につながるもの
- ・文化の力で地域の魅力が向上するもの
- ・事業の効果が他の文化活動に波及する見込みのあるもの
- ・活動規模、予算、スケジュール等が妥当であるもの
- ・過去の活動実績や実施体制など



## 9. 採否結果の通知

5月下旬頃に、内示の結果を採否に関わらず文書で通知します。また、補助対象となった事業は、群馬県のホームページ等で公表します。

## 10. 事業終了後の報告書提出

事業終了後、指定の様式により実績報告書を提出していただきます。その際、領収書などの支出を証明する書類の添付が必要となります。

## 11. 現地調査について

「群馬の文化」支援事業では、交付決定を受けた事業や団体に対する現地調査を行っています。現地調査は、有識者、県職員等により行いますが、調査の対象となった団体には事前にご連絡いたしますので、ご協力をお願いします。

## 12. 窓口・相談

申請に関する相談は随時受け付けています。

群馬県地域創生部 文化振興課 文化企画係

電話 027-226-2592 / FAX 027-243-7785

E-mail: [bunshinka@pref.gunma.lg.jp](mailto:bunshinka@pref.gunma.lg.jp)